3. 加盟店募集業務

換金キット(兼加盟店スターターキット)

下記ツールをスタートキットとして3回に分けて発送した。



① 加盟店舗用マニュアル



③ 見本券

【Go To Eat 大阪キャンペーンプレミアム食事券】





② 加盟店舗 ステッカー



【ゴールドステッカー飲食店応援事業 食事券】(大・小各1枚) 【Go To Eat 大阪キャンペーンプレミアム食事券】(大・小各1枚)

【ゴールドステッカー飲食店応援事業 食事券】



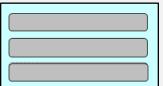


(第2弾) 【換金ツール】

① 専用封筒

②専用未開封確認シール





③換金請求用伝票

④ゆうパック伝票





(第3弾) 【店頭ツール】(農林水産省様より送付)

① コロナ接触確認アプリ 告知シール



② コロナ接触確認アプリ 告知チラシ



③ 外食時の お願いポスター



④ 感染防止対策 チェックリストポスター



3. 加盟店募集業務

食事券取扱注意事項

«店舗用マニュアルより抜粋»

Go To Eat 大阪 取引により食事券を受け取ったときは、裏面に店舗印等を押してください。 食事券の用流通を防止するため、既に店舗印等があるものは受り取りを担否してください。 また、利用消食事券を換金するこあたり、カート会議に差異があった場合、加盟店舗控えによる総合が 必要となる為、人会権認を完了するまでは大切に保管してください。 ①メインと下記事項に対する違反があった場合は、承認登録の取消、換金の拒否、損害賠償を請求することがありますのでご注意ください。 ②有効期間(令和2年10月14日(水)~令和3年3月31日(水))を過ぎた場合、食事券は利用できません。 令和3年4月1日(木)以降は利用できません。 ③食事券は飲食の提供の対価としてのみ利用できます。 (1)食事券は転売、譲渡、交換、再利用及び独産できません。 (2)食事券面金額以下の取引の場合であってもお別りは出せません。 (3)その他、食事券の利用対象とに適当と認めなれらの 例)加盟店舗で販売されている飲食以外の物品、金券類 ※その他 (1) 募集要項に記載のない単項もしくは定めのない単項に関しては、単務局がその対応を決定します。 (2) 加盟店舗の情報(伝統名称、所在地、電話格号等)は、利用可能店舗一覧したして専用ホームページに広報します。 (3) 本事実出席林水産金の事業であるこだか、国の力等等によって、内部が要要される同様である音をご了承ぐださい。 (4) 食事券利用者への不利益を与える行為や、故郷により事務局等に対して損害を与える行為等を行った場合は 損金が抱害力しくは損害機能を求める場合がごとはするでご主意だけます。 (4) 食事券利用者への不利益を与える行為や、故郷に力事務用等に対して損害を与える行為等を行うた場合は 換金の患毛がしは損害間隔壁はある場合がごとはすのごこ葉をだります。 (5) 本事業に併せて、大阪府内における消費時起・飲食産業等の活性化と図るため、大阪観光局実施する事業 のご案内及び開発提供させていたまますので予めて了係なださい。 (6) 本事業について、事務局よりアンケートを実施することがありますのでこ協力をいただけますようお願い致します。 (7) 届施独自で食事券が使えなが高色洗みの場合では、日のかどの食事券利用限度額を決める場合は、必予か お答さま (得費者) が認識できるようにしてたむし、また、他割付ご職との併用不可やポイントの加算対象外等を 定める場合に例解に、必ずか必然をさま (消費者) が認識できるようにしてできた。(名の上のはアメニー等)。 (3) 食事券利用に関するトラフル等については、原根として、ネーコンりなと参考した品織にてびわるため配と致します。 ※お憩のの場合は、Go To Eat 大阪ギャンペーン アレニアルをと参考した品織にているため配と致します。 3分請飲食店舗 (1) 日本標準産業分類「6 飲食店」に該当する飲食店 店所飲食を4分としないもの(宅配比が屋等のテリパリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗(キッチンカー)カラオケ等他のサービスの提供をする店舗等)は176 飲食店」に該当せず、対象外 必食券対成の店舗知は金帯での好受が可能な場合に乗り 4次身対域の店舗知は金帯での好受が可能な場合に乗り 470分、2017 の飲食店「さあっても、客への接待・遊川等を伴か飲食店は終外(下記※参照) キャパワラ、2017、ガールズド、エストウラブ、スナット等「発待を件わるの)は対象外 ※風営法の「接待飲食等管業」、「特定遊園飲食店管業」に終当する飲食店 (3 本キャツ・二と参加するよびも、*大阪府/外界行する新型コロナウイルス等染料防止ステッカーの掲示*、**大阪コロナ設計タンデムの登録**が必須となります。 ※必ずお読みださい (周掲) 本キャンペーンに参加するにあたり、"大阪府が発行する新型コロナウイルス感染粉止ステッカーの掲示"、 "大阪コロナ造跡システムの登録"が必須となります。 ①メインと下記事項に対する進度があった場合は、承認登録の取消、換金の拒否、損害賠償を請求することがありますのでご注意ください。 ②登録・承認・取用 登録申込のあた事業者は、Go To Eat大阪キャンペーン プレミアム食事券事務局(※以下、事務局)での審査を 様で、加盟応請して承認します。承認為果は事務局より事業者あてに電子メール等にて適知します。 ただし、承認後であっても下部に契当する場合、承認を取り消すことがあります。 (1) 申込み両に適か・予備・下に予防かた。場合 (2) 算果要別に返案でする別だめられる場合 (3) 層林小尾省とは事務局が外後を取り消すことが適当と判断した場合 ②有効期間 (令和2年10月14日(水)~令和3年3月31日(水)) を過ぎた場合、食事券は利用できません。 令和3年4月1日 (木) 以降は利用できません。 食事券は飲食の提供の対価としてのみ利用できます 8事等は飲食の提供の対価としてのみ利用できます。 (1) 食事労は転食の提供の対価としてのみ利用できません。 (2) 食事勞血金額以下の限引の場合であってもお釣りは出せません。 (3) その他、食事勞の利用対象として適当と認めないもの 例別加温品補で販売されている飲食以外の物品、金券類 6本事業の目的に合致しない行為(例) 下記行為終行った場合、参加登録の取消、及び途的措置の対象とします。 (1) 加盟に施かか加盟登録解の必頼、実際のない店舗の場合 (2) 食事券の自己取引、限空限引、監句報告を行った場合 (3) 食事券の再版、再流通を行った場合 (4) 食事券の内施、展用、濫用を行った場合 対象飲食店舗(1)日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店 (1) 日本標準産業分類 76 飲食店」は影当する飲食店 店内飲食を水でしないもの (宅配が提帯のデリリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗 (キッチンカー) カラオケ帯砲のサービスの提供使する店舗等) は「76 飲食店」に終当せず、対象外 名食券村店の店舗出発金等での受受が同様に場合に関係。 (2) 「76 飲食店」であった。客への接待・道明等を伴う飲食店は線外 (下記※参照) キャパワラ、ショーパ、カールズー、ストレラブ、スナット等「発待を伴うもの) は対象外 ※風営法の1接待飲食容置業」、「特定道明後食店営業」に終当する飲食店 (3) 本キャパー、北参加するよのたり、大阪店が発行する新型コロナウイルス部架前にステッカーの掲示"、 "大阪コロナ漁路システムの登録"が必及と切ります。 登録率承認・取消 登録率込めあた事業者は、Go To Eat大阪キャンペーン ブレミアム食事券事務局(※以下、事務局)での審査を 技で、加盟広路として承認します。承定結果は事務局より事業者あてに電子メール等にて適知します。 ただし、飛送後であっても下陸に該当する場合、承定を取り消すことがあります。 (1) 甲込み予留に成る・不信・不正等があた。場合 (2) 募集要項に違反する行為が認められた場合(3) 農林水産省または事務局が承認を取り消すことが適当と判断した場合 ⑥本事業の目的に合致しない行為(例) 下記行為を行った場合、参加登録の取消、及び法的措置の対象とします。 (1) 加盟店舗の参加登録資格の偽装、実態のない店舗の場合 (2) 食事券の自己取引、梁空取引、虚偽報告を行った場合 (3) 食事券の再販、再流通を行った場合 (4) 食事券の偽造、悪用、濫用を行った場合 ゴールドステッカー ②加盟区舗の直轄 (1) 取号において食事券の密は取りを拒否しないこと (2) 有効期限を協会が食事券は受け取らないこと ※但し、Go To Eat-大阪キャンペーンプレミアム食事券については、券面記載の有効期限が過ぎていても 本事業利用期間中であれば受け取り可能とします (3) 食事券を施売、施蔵、文後、再刊用及び整めしないこと (4) 大学が協立機会で受け取るとなるは、単発励から事事がに必由するよ券と利用された食事券に相違ないが確認 すること、手動能にCOPY1の文字が出現している」、「裏面に適し番号の記載がない」、「色合いが明らかに違う」 等、協議等された食事券を受け取るときなは、単発励から対象を指し、自身の受け取りを指されない」、「色合いが明らかに違う」 等、協議等された食事券を判別できる場合は、食事券の受け取りを指するとともに、その事実を遂やかに事務局 べ風報等さること、おち、食事券の適益・粉大、規定はは砂油、交流・模造等によりた。「かまなどかに事務局 の機能等となった。おり、年券の金銭・粉大・駅大は砂油・交流・横山衛によるトラフルに対して事務局 責任を負いません。 ①下記事項に対する違反があった場合は、承認登録の取消、換金の拒否、損害賠償を請求することがありますのでご注意ください。 ②有効期限(令和4年12月31日(土))を過ぎた場合、食事券は利用できません。 ※但し、Go To Eat 大阪キャンペーンアンミアム食事券については、券面記載の有効期限(令和3年3月31日(水))が過ぎていても 本事業利用期間中であれば実分取り可能とます。 令和5年1月1日(日)以降は受け取らないで下さい。 ②食事券は飲食の提供の対価としてのみ利用できます。 (1)食事券は転売、譲渡、交換、再利用及び換金できません。 (2)食事券面金銀以下の取引の場合であってもお別りは出せません。 (3)その他、食事券の利用対象として適当と認めないもの 例)加盟店舗で販売されている飲食以外の物品、金券類 再任在何いません。 7)食事物の見本は、レン相当者をはしめ食事券を取り扱う全ての関係者に周知すること (8)利用者から食事物・野を譲って切り施した旨の甲辛を受けた場合は、食事券全体の退示を求め、確認を 行ったこで食事券を受け取ること(食事券は、半券を切り贈さた原則、利用できません) (9)取引により食事券を受け取ったとは、再派出を訪止するため、券裏面に店舗印等を押印すること また、既に最知等があるため、受力助らないと、「 は11)募集要の設定はマンニンをに関い分かりですい場所に掲示すること (11) 募集要の及じオマニンアンド・同じて、食事券を適正に取り扱うこと (12) 他当該事業に係る関係者の事業に協力すること 6 対象状食店舗 (1) 日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店 店内飲食を4小としないもの (宅配とり理等のデリリリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗(キッチンカー) カラオケ等他のサービスの提供を4インとする店舗等)は「76 飲食店」に該当せず、対象外 必食券対応の店舗収量金等での発受一所を収集合し程る。 (2) 「76 飲食店」「78 かこも、客への接待・追明等4件・飲食店は終り、「下記、参照) キャリアク、シューバ、ブールズ「ペースパース・ストクラブ、スナット 34等(報告後年もの)は対象外 ※展営法の「接待飲食等登職」、「特定遊園飲食店営業」に該当する飲食店 (3) 本事業に参加するため、「大阪府/発行する感染新止認証「ルトステッカーの場示、"大阪口ナ追跡 システムの登録"が必須となります。 8 取引により食事券を受け取ったとは、裏面に色譜印等を押してください。 食事券の耶済施を防止するため、既に店舗印等があるためは受け取りを拒否してください。 また、利用資食事券を挽会するにあたり、万一入金舗に差異があった場合、加盟店舗提えによる総合が 必要となる場。入金舗必免売了するまでは大切に保証してください。 ⑤登録・承認・取消 登録申込のあった事業者は、Go To Eat大阪キャンペーン ブルミアム食事券事務局(※以下、事務局)での審査を 経て、加盟の結果して承認します。承認結果は事務局より事業者あてて電子メール等にて通知します。 ただし、承認後であっても下記に該当する場合、承認を取り消すことがあります。 (1) 中込内容に虚偽・不備・不正等があった場合 (2) 募集や別に違数する行為別会かけた場合 (3) 原林水産省または事務局が承認を取り消すことが適当と判断した場合 その他(1) 算集要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、事務局所での対応を決定します。(2) 加盟店舗の情報(店舗名称、所在地、電話番号等)は、「利用可能店舗一覧」として専用ホームページに (1) 男集要項に記載のない事項も人は定めのない事項に関しては、事務局庁へが抗を決定します。 (2) 加盟店前の情報 (伝譜を称っ 所在地、電話書等)は、7利用可能店舗一覧以上で専用ホームページに 広報します。 (3) 国や地方自治体の方針等によって、内容が変更される可能性がある旨をご了承化さい。 (4) 食事券利用者への不利益を与える行為か、故意により事務局等に対して損害を与える行為等を行った場合は 換金の作品もしくは損害服役主状の必当会がごとはすのでごまをがされて、 (5) 本事業に併せて、大阪両内における消費物品・飲食産業等の活性化を図るため、大阪観光局が実施する事業 のご案内及び情報提供をさせいださますのでからご不成ださい。 (6) 本事業について、事務局よりアンケートを実施することがありますのでご協力をいただけますよう系能い致します。 (7) 店舗独自ご食事券が使えない商品を決める場合し、自然から食事券利用限度額を決める場合は、必ず予め お客さま (消費者) が定価できるようにしてださい。また、他割引企能との併用不可やポイントの加資対象が等を 定める場合に制能に、必ず予めお客さ、(消費者) が認価さるといこてください (6点 人工一等)。 (8) 食事券利用に関するトラブル等については、原則として、本マニフルとご参考に各店舗にてご対応をお願しい致します。 6本事業の目的に合致しない行為 (例) 下記行為を行った場合、参加登録の取消、及び法的損悪の対象とします。 (1) 加盟に動物や加登録解体の発展、実態のない圧落の場合 (2) 食事券の目に取引、架空取引、虚偽報告を行った場合 (3) 食事券の再展、再流過を行った場合 (4) 食事券の偽造、悪用、濫用を行った場合 チ。 ※お困りの場合は、Go To Eat 大阪キャンペーン プレミアム食事券コールセンターにご相談ください。 ※必ずお読みください(周規) 本キャンペーンに参加するにあたり、"大阪府が発行する感染的止認証ゴールドステッカー"の掲示、"大阪コロナ追跡 システムの登録"が必須よのおす。

3. 加盟店募集業務

加盟促進チラシ

加盟店舗募集促進のための配布チラシを作成。行政、商工会議所、外食産業協会、 各種関係団体でも配布協力を貰い、多くの飲食店の参画に繋がった。

また、ウェブサイトでの登録がメインであったが、ネット環境などの問題がある 飲食店に向けては、電話での登録申し込みも行い、多くの飲食店の参画に繋がっ た。

キャンペーン登録加速店になって

GoToEat大阪キャンペーン【森森森】に参加しよう!



一般消費者の方が 10,000m で 12,500m 分のブレミアム食事券を購入 加盟店舗で使用することができます。



